

処 分 基 準

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 1 第 2 項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 6 第 3 項（番号又は記号の打刻）、第 9 条の 1 1 第 2 項 ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 18 条（打刻命令）
処 分 基 準： ・ 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：